

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
たると翌日)

### 目次

◇ 告 示 健康保険法による保険医の登録

健康保険法による保険医療機関の指定

ピロプラズマ病検査等の実施

昭和四十四年度鳥取県住宅需要実態統計調査要綱

◇ 公 告 昭和四十四年度鳥取県職員採用初級試験の実施

### 告 示

#### 鳥取県告示第四百七十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十四年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 鳥取県告示第四百七十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十四年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登 録 年 月 日
秋山雄平	鳥取市瓦町七〇一	鳥取 第二八一号	昭和四十四年七月二十九日

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
田中病院	鳥取市本町四丁目二二〇	産科、婦人科、内科	田中輝彰	昭和四十四年八月一日	乙表 点数表
藤田医院	岩美郡岩美町大字浦富字竹ヶ下二一〇三〇の二	腸科、整形外科、皮膚泌尿器科、放射線科	藤田力		
鳥取紡績株式会社 会社診療所	鳥取市立川町五丁目二〇	内科、外科	工場長 池田正		
社会福祉法人 恩賜財団済生会 米子診療所	米子市錦町一丁目八	内科	鳥取県 済生会		
鳥取大学医学部 附属病院	西町三六の二	内科、外科、整形科、皮膚泌尿器科、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、精神神経科、放射線科、齒科、脳神経外科	文 部 省		甲表 点数表

倉吉市 国民健康保険 上北条診療所	倉吉市并手畑 一三五の六	内科、小児科	倉吉市長	乙表 点数表
福島 医院	境港市中町九三	内科、小児科	福島 武彦	甲表 点数表
岩美町 国民健康保険 浦富病院	岩美郡岩美町 浦富六四五	内科、外科、眼 科、産婦人科、 整形外科、精神 神経科	岩美町長	乙表 点数表
赤碕町 国民健康保険 以西診療所	東伯郡赤碕町 宝木三一六	外科、内科	赤碕町長	乙表 点数表
三朝町 国民健康保険 旭診療所	三朝町 本泉三八一	内科、外科	三朝町長	乙表 点数表
関金町 国民健康保険 診療所	関金町 堀一七五五	内科	関金町長	乙表 点数表
北条町 国民健康保険 診療所	北条町 弓原四〇六	内科、小児科	北条町長	乙表 点数表
鳥飼 医院	小東郷町 小鹿谷二四六	内科、婦人科、 肛門科	鳥飼 秀誠	乙表 点数表
山本 医院	赤碕町 赤碕一四七八	内科、眼科、小 児科	山本 泰久	乙表 点数表
西伯町 国民健康保険 西伯病院	西伯郡西伯町 倭三九七	内科、外科、産 婦人科、齒科、 精神神経科	西伯町長	乙表 点数表
名和町 国民健康保険 診療所	名和町 加茂四の一	内科、小児科、 放射線科	名和町長	乙表 点数表
大山町 国民健康保険 大山診療所	今在家四七八	内科、外科、放 射線科	大山町長	乙表 点数表
溝口町 国民健康保険 日光診療所	日野郡溝口町 大滝一四一	内科、外科、小 児科、産婦人科	溝口町長	乙表 点数表
江府町 国民健康保険 第三診療所	江府町 江尾一九四四	内科、外科、小 児科	江府町長	乙表 点数表
日南町 国民健康保険 矢戸診療所	日南町 矢戸一二〇二	内科、外科	日南町長	乙表 点数表

茶屋診療所	茶屋 二二九四	内科、外科	茶屋	乙表 点数表
福栄診療所	福塚一一一八	内科、外科	福塚	乙表 点数表
日野郡厚生農業 協同組合連合会 日野病院	日野町 根雨	内科、小児科、 外科、産婦人科、 会長理事 舟越為佐男	日野町長	乙表 点数表
田中齒科医院	鳥取市吉方 五〇九	齒科	田中 清吉	乙表 点数表
石井	吉岡温泉町 六六三	齒科	石井 定省	乙表 点数表
馬淵	西町 三八一	齒科	馬淵 謙治	乙表 点数表
加藤	片原 二丁目四八	齒科	加藤 良夫	乙表 点数表
秋庭	今町 一丁目五〇	齒科	秋庭美津男	乙表 点数表
清水	立川町五 丁目一〇〇の一	齒科	清水 恒久	乙表 点数表
柏原	米子市皆生 一七五〇の四四	齒科	柏原 国男	乙表 点数表
池畑	茶町二二	齒科	池畑 博之	乙表 点数表
新納	大崎 一七一五	齒科	新納 重義	乙表 点数表
神庭	角盤町 四丁目二〇	齒科	神庭 方	乙表 点数表
小川	立町 二丁目八〇	齒科	小川 定夫	乙表 点数表
灘尾	角盤町 一丁目四二	齒科	灘尾 正義	乙表 点数表



増原 齒科 医院	枝原 齒科 診療所	安藤 "	野坂 齒科 医院	遠藤 齒科 診療所	矢田貝 "	下村 "	片山 齒科 医院	荒金 "	海賀 齒科 診療所	船大 齒科 医院	江原 齒科 医院 出張所	稲村 "	藤川 "	加藤 "
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
三四三の二	根雨六五六	黒坂一四九六 日野町	溝口二二二 溝口町	江尾二〇五三 江府町	黒坂一四五〇 日野町	溝口六九五 溝口町	上石見九〇六 上石見町	日野郡日南町 生山一五六	国信笠原 五三九の一五	大山町 下市三二の三二	未長藤田方 大山町	西伯郡淀江町 七四三の一	三朝町 三朝	関金町 大鳥居
増原 公子	枝原 泰治	安藤 瑞峰	野坂 睦子	遠藤 栄順	矢田貝 清治	下村 義行	片山 博	荒金 和夫	海賀 専市	船木 均	江原 垣雄	稲村 澤榮	藤川 政男	加藤 元益
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第四百七十七号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和四十四年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法

- 1 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
  - 2 だに駆除 BHC散布
- 別表

実施期日	実施区域	実施場所
八月 十八日	三朝町	中津検査場
" 十九日	倉吉市	富海 "
" 二十日	三朝町	若杉 "
" 二十一日	関金町	大河原 "
" 二十二日	三朝町	人形仙 "

鳥取県告示第四百七十八号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、昭和四十四年鳥取県住宅需要実態統計調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十四年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 調査の目的  
昭和四十四年鳥取県住宅需要実態統計調査要綱

この調査は、県内の普通世帯の住宅困窮の実態、住宅の規模に対する感じ方、住宅改善計画の有無と内容、住宅建設又は住み替えの実態等をは握し、住宅対策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

調査の対象は、昭和四十年国勢調査の一般調査区に常住する普通世帯とする。

三 調査事項

- 1 主世帯、同居世帯の別
- 2 住宅の種類
- 3 住宅の建て方
- 4 住宅の構造
- 5 住宅の老朽度
- 6 住宅の所有関係
- 7 居住室の室数
- 8 居住室の畳数
- 9 広さに対する感じ方

10 家 賃

11 セカンドハウス等の所有状況

12 世帯人員

13 家族構成

14 世帯主年令

15 世帯の全収入（月額）

16 世帯の主な働き手の職業、従業上の地位

17 世帯の主な働き手の通勤時間

18 世帯の主な働き手の通勤費

19 世帯の主な働き手の通勤費の自己負担

20 住宅の困窮程度

21 住宅の困窮理由

22 住宅改善計画の有無

23 住宅改善計画の内容

24 希望室数

25 住宅改善計画のない理由

26 現住宅の入居時期

27 昭和三十九年以降の居住状況の変化の内容

28 前住地

29 前住宅の種類

30 前住宅の室数

31 前住宅の畳数

32 前住宅での世帯人員

33 住宅の変更理由

34 持家の取得代金

35 持家の土地の取得方法

36 持家取得代金の支払い方法

37 持家取得資金源

38 借入金、割賦金の返済額(月額)

四 調査の時期

調査は、昭和四十四年八月一日現在の状況をもつて行なう。

五 調査の方法

1 この調査は、建設省の行なう住宅需要実態調査に併せて拡大調査を行なうものとし、実査は県内四市二百七十九調査区について各調査区内に調査の時期に常住している全普通世帯から1.5の抽出率で無作為に抽出した普通世帯を対象とする。

2 一世帯一枚の調査票を用い、調査員が回答を記入する他計調査と、あらかじめ世帯主に回答の記入を求める自計調査とを併用する。

六 調査の期間

昭和四十四年八月十五日から昭和四十四年八月二十五日までとする。

公 告

昭和44年度鳥取県職員採用初級試験の実施について次のとおり公告する。

昭和44年 8月15日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
一般事務 (A)	約 4 名	県立学校、市町村立小中学校及び県警察に勤務し、一般事務に従事します。
一般事務 (B)	約 7 名	県立学校、市町村立小中学校及び県警察に勤務し、調査、対外折衝等の女子を充てるにはふさわしくない一般事務に従事します。
士	木 約 1 名	知事の事務部局に勤務し、技術的業務に従事し ます。

2 受験資格

(1) 学 歴

学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別

試験区分	年 齢 及 び 性 別
一般事務 (A)	昭和21年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれた者で、男女の別を問いません。
一般事務 (B)	昭和21年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれた者で、男子に限ります。
士	

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方 法

- 「一般事務[A]」及び「一般事務[B]」については、教養試験及び作文試験を、土木については、教養試験及び専門試験を高等学校卒業程度において次の方法により行ないます。
- ア 教養試験 公務員として必要な一般知能及び教養について択一式により行ないます。
- イ 作文試験 主として文章による表現力、まとめ方等について試験を行ないます。
- ウ 専門試験 土木職として必要な専門的知識及び能力を有するかどうかについて択一式により行ないます。なお、試験問題は、次の分野から出題されます。

試験区分	分 野
土 木	数学・土木応用力学・水理・測量・土質・土木施工・水工・運路

(2) 試験日時及び場所

昭和44年10月5日(日)に鳥取市及び米子市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際にお知らせします。

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法 教養試験、作文試験、専門試験の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、作文試験、専門試験のうちいずれかが一定の合格基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発 表 昭和44年10月17日(金)に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方 法

- ア 口述試験 個別面接による試験を行ないます。
- イ 適性試験 公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行ないます。
- ウ 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。
- エ 身上調査 受験資格の有無申込書記載事項の真否その他について行ないます。
- (2) 試験日及び試験地

昭和44年10月下旬に鳥取市において行ないますが、詳細については、第1次試験合格者に通知します。

5 最終合格者の発表

昭和44年10月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通

知します。

6 合格から採用まで

(1) 合格者は、試験区分ごとく作成する採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて高次順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間とします。

(3) 給与は、原則として、給料月額20,340円支給され、その後は、定期に昇給します。そのほか、期末、勤勉手当(年間、給料月額の4.4月分)、通勤手当、扶養手当等が支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級試験申込用紙請求」と朱書し、あて先を明記して、15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。返信用の切手のないものは送付しません。

(2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級試験申込み」と朱書してください。なお、受験票は後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住所及び氏名を記入し、7円切手をはってください。返信用の切手のないものは、受験票を送付しません。

(3) 受付期間

昭和44年9月1日(月)から昭和44年9月22日(月)午後5時までとし、郵送の場合は、9月22日(月)までの消印のあるものに限る

け付けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゅうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については、いつさい責任を負いません。

8 その他

この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。

なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。